

地域安全ニュース

海津地区防犯協会 TEL・FAX53-2660 海津警察署 TEL53-0110

身近な犯罪!!

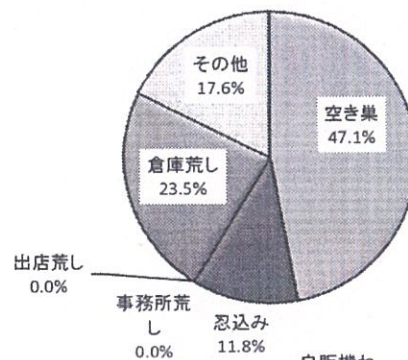
海津警察署管内事件発生状況

発生状況!!

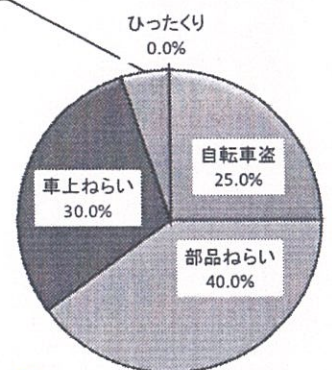


手口	区別	平成28年 1~4月	平成27年 1~4月	増減 件数
窃盗	侵入盗	48	66	-18
侵入盗	空き巣	17	17	
	忍込み	8	13	-5
	居空き	2		2
	金庫破り	1	1	-1
	倉庫荒らし	4	1	3
	その他	2	1	1
乗	り物盗	5	12	-7
	自動車盗		5	-5
	キーあり		2	-2
	キーなし		3	-3
	自転車盗	5	7	-2
	施錠あり	2	2	
	施錠なし	3	5	-2
非	侵入盗	26	37	-11
	置き引き		2	-2
	車上ねらい	6	8	-2
	施錠あり	2	7	-5
	施錠なし	4	1	3
	部品ねらい	8	11	-3
	脱衣場ねらし	1		1
	自販機ねらし	1		1
	工事場ねらし		3	-3
	万引き	3	4	-1
	その他	7	9	-2

侵入盗 手口別 構成比



街頭犯罪 手口別 構成比



ドロボウを遠ざける4原則

時間



目



不審者を音で威嚇する



音



不審者を照らす



光

自主防犯活動



4/30 お千代稲荷で、平田地区地域安全指導員のみなさんによる啓発活動が行われました。

各種防犯団体の総会が開催されました



5/18 海津市接客業防犯協会総会の様子

4/ 8 海津警察署管内銃砲保安協会総会

4/28 海津地区防犯協会総会

5/18 海津地区金融機関防犯協会総会

総会議事では、前年度の事業報告等が審議され、その後、意見交換会や研修会が行われました。

外国人を雇用している事業主のみなさんへ 不法就労防止にご協力ください

6月は外国人労働者問題月間です。

不法就労は法律で禁止されています。不法就労した外国人だけでなく、不法就労させた事業主も処罰の対象となります。

◇ 不法就労となるのは、次の3つです。

1 不法滞在者が働くケース

例) 密入国した人や
オーバーステイの人が働く

2 入国管理局から働く許可を受けていないのに働くケース

例) 観光や知人訪問の目的で入国した人が働く
留学生が許可を受けずにアルバイトをする

3 入国管理局から認められた範囲を超えて働くケース

例) 外国人料理店のコックとして働くことを認められた人が機械工場で単純労働者として働く

◇ 気をつけてください。事業主も処罰の対象となります

不法就労させたり、不法就労をあっせんした者「不法就労助長罪」→ 3年以下の懲役・300万円以下の罰金

不法就労させたり、不法就労をあっせんした外国人雇用主 → 退去強制の対象

ハローワークへ届出をしなかったり、虚偽の届出をした者 → 30万円以下の罰金